

受 付 印

税 務 代 理 権 限 証 書

※整理番号

年 月 日 殿	税 理 士 又 は 税 理 士 法 人	氏名又は名称	
		事務所の名称 及び所在地	電話( ) -  連絡先 電話( ) -
		所属税理士会等	税理士会 支部 登録番号等 第 号

上記の税理士を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委任します。

年 月 日

過年分に関する 税務代理	下記の税目に関して調査が行われる場合には、下記の年分等より前の年分等（以下「過年分」といいます。）についても税務代理を委任します（過年分の税務代理権限証書において上記の代理人に委任している事項を除きます）。【委任する場合は□にレ印を記載してください。】	<input type="checkbox"/>
-----------------	--	--------------------------

調査の通知に関する同意	上記の代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。）に関して調査が行われる場合には、私（当法人）への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。【同意する場合は□にレ印を記載してください。】	<input type="checkbox"/>
-------------	--	--------------------------

依 頼 者	氏名又は名称	<input type="checkbox"/>
	住所又は事務所の所在地	電話( ) -

1 税務代理の対象に関する事項

税 目 (該当する税目にレ印を記載してください。)	年 分 等
所得税(復興特別所得税を含む) ※申告に係るもの	<input type="checkbox"/> 平成 年 分
法人税(復興特別法人税・地方法人税を含む)	<input type="checkbox"/> 自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
消費税及び地方消費税(譲渡割)	<input type="checkbox"/> 自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
所得税(復興特別所得税を含む) ※源泉徴収に係るもの	<input type="checkbox"/> 自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 (法定納期限到来分)
税	<input type="checkbox"/>
税	<input type="checkbox"/>
税	<input type="checkbox"/>
税	<input type="checkbox"/>

2 その他の事項

--

※事務処理欄	部門	業種	他部門等回付	( ) 部門
--------	----	----	--------	--------

## 税務代理権限証書の記載要領

- 1 「税理士又は税理士法人」の「事務所の名称及び所在地」欄には、税理士事務所又は税理士法人の名称及び所在地を記載するとともに、税理士法人の従たる事務所において実務を担当している場合には、「連絡先」に当該従たる事務所の所在地等を記載してください。
- 2 本文中「<sup>税理士</sup>  
税理士法人」の文字は、税理士が提出する場合には下段の「税理士法人」を二重線等で抹消し、税理士法人が提出する場合には上段の「税理士」を二重線等で抹消してください。
- 3 以下に該当する場合は□にレ印を記載してください。
  - (1) 「過年分に関する税務代理」欄

「1 税務代理の対象に関する事項」の「税目」欄に記載した税目に関する調査の際には、「1 税務代理の対象に関する事項」の「年分等」欄に記載した年分等より前の年分等（以下「過年分」といいます。）についても税務代理を委任する場合。  
（注）過年分の税務代理権限証書において、今回委任する代理人（以下「代理人」といいます。）に委任している事項を除きます。
  - (2) 「調査の通知に関する同意」欄

代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。）に関する調査の際には、依頼者への調査の通知は、代理人に対して行われることに同意する場合。
- 4 「依頼者」欄には、依頼者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地を記載してください。

なお、相続税の場合は、依頼者である相続人ごとに税務代理権限証書を作成することに留意してください。
- 5 「1 税務代理の対象に関する事項」欄には、税務代理を委任する税目にレ印を記載し、当該税目の区分に応じた年分等を記載してください。また、表記税目以外の税目について税務代理を委任する場合は、当該税目及び年分等を記載してください。

（注）1 相続税の場合は、「年分等」欄に、相続開始年月日を「○年○月○日相続開始」と記載してください。  
2 税務官公署の調査の際に、源泉徴収に係る所得税（復興特別所得税を含む）について税務代理を委任する場合も、当該税目にレ印を記載してください。
- 6 「2 その他の事項」欄には、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理の対象から除く事項がある場合にその事項を記載してください。また、当該税務代理の範囲を特に限定する場合にはその旨を記載してください。
- 7 「※整理番号」及び「※事務処理欄」は記載しないでください。